

学校いじめ防止基本方針

盛岡市立好摩小学校

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の基本的な人権、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身及び人格の形成に重大な影響を与える。また、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、関係機関等の協力を得ながら、社会全体で対峙することが必要である。また、いじめ問題の解決には、いじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は「一人一人を生かした学級経営の充実」を図ることにより、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるように教育活動を推進する。そのために、全職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的に未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
【いじめ防止対策推進法第2条】

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに回答するかどうかが判断するものとする。
【いじめ防止のための基本的な方針】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、問題克服のためには全ての児童を対象とした未然防止の観点が必要である。
- (2) いじめは、人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (3) いじめは人間関係のトラブルが要因となることが多いため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (4) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (5) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (6) いじめは学校、家庭、地域社会等、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。
- (7) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級、学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) 全ての教師が「分かりやすい授業」を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感をもたせる。
- (4) 道徳の授業及び教育活動全体の充実を通して、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養う。
- (5) アンケート結果や相談に対して、迅速に対応する。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解させ、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童がいじめの問題にどうかかわっていけばよいかを考え、主体的に取り組もうとする態度を育てる。
- (3) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、児童一人一人のセルフケアやストレスマネジメント力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うために、決して特定の教職員だけで抱え込まず、「いじめ防止対策委員会（主宰：副校長）」に報告し、いじめ防止対策委員会で情報共有を行う。いじめ防止対策委員会は次の役割を担う。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、該当担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等

(2) 役割

ア いじめの相談・通報を受け付ける窓口（生徒指導主事 ⇒ 副校長）

イ 未然防止、早期発見の取組（アンケート及び教育相談の実施・いじめ防止に関わる児童の主体的な活動の推進）

ウ いじめの疑いに関する情報や問題行動などにかかる情報の収集と記録、共有（アンケート結果及び各学級の状況報告）

エ 情報の迅速な共有及び事実関係の把握、いじめの認定、いじめ終結の認定

オ 被害児童の支援、加害児童の指導方針の決定、保護者との連携を組織的に実施

カ いじめ防止基本方針が適切に機能しているか点検と見直し

(3) 開催時期

ア 月1回の開催を基本とする。

イ いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束までは随時開催とする。

4 児童の主体的な取組

- (1) 言葉遣いの改善の取組（「あったか言葉」を増やし「ちくちく言葉」を減らす）
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や縦割り班活動等の取組
- (3) 言葉遣い改善のポスターの作成

5 家庭・地域との連携

- (1) いじめに関わるアンケートの実施
- (2) いじめ防止等の取組について、学級通信や学校だよりなどで呼びかける。
- (3) 児童館と定期的に情報交換し、いじめ問題等の早期発見・解決を図る。
- (4) 授業参観において、1年に1度、保護者に道徳の授業を公開する。
- (5) 学校いじめ防止基本方針を年度初めに配布し、各家庭に周知する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(1) いじめの問題等に関わる校内研修会 年2回（4月、10月）

(2) いじめ問題等への取組についてのチェックポイントによる自己診断 年2回（6月、11月）

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童生徒の表情や行動の変化にも配慮する。（学級担任は、日記等も活用する）
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめやけんかなど、把握しにくいいじめについても、背景にある事情の調査を行い、教職員間で情報交換をしながら早期発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するために、児童や保護者からの情報交換を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査 年4回(6月、9月、11月、2月)
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年1回(11月)
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年4回(6月、9月、11月、2月)

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が教職員や保護者に相談することは、とても勇気がいる行為である。場合によっては、いじめを打ち明けることにより、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見した際、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校における相談窓口を以下の通りとする。

- ◇ 日常のいじめ相談(児童及び保護者)・・・全教職員が対応
- ◇ スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・・・養護教諭・教育相談コーディネーター
- ◇ 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・・・副校長
- ◇ インターネットを通じて行われるいじめ相談・学校または所轄警察署
- ※ 24時間いじめ相談窓口(県教委)・・・・・・・・019-623-7830

IV いじめの問題に対する早期対応

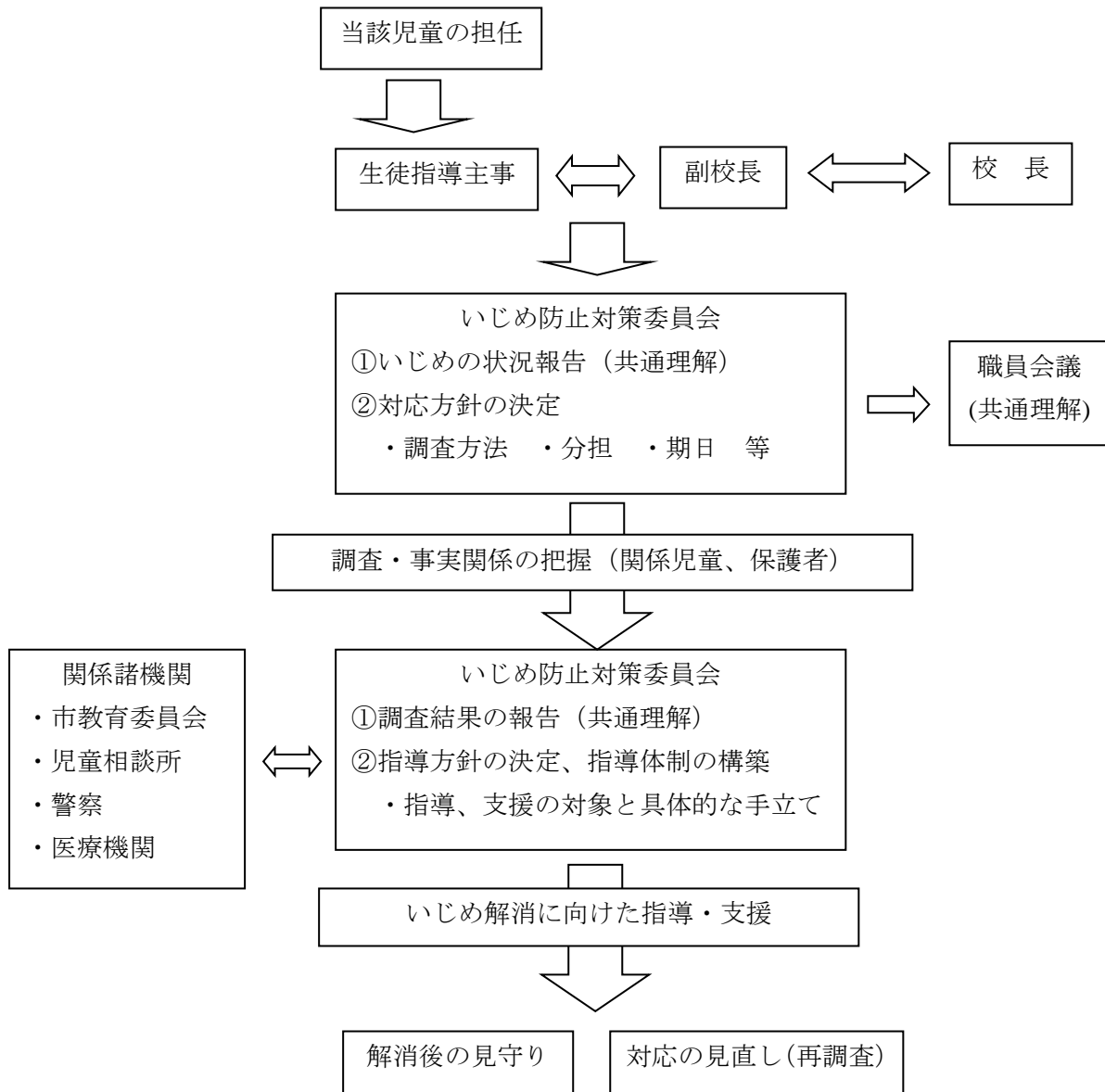
1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有化を図り、組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には教育的な配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にす。
- (4) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長以下全ての教職員の共通理解の下、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら指導を行う。
- (8) いじめの事実確認の結果を学校の設置者(盛岡市教育委員会)へ報告する。
- (9) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3 いじめが発生した場合の組織的対応



4 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

5 関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

6 インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダ等に情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用については、状況に応じて使用の仕方等について家庭の理解と協力を得る。

7 いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする。）継続していること。

(2) 被害児童が心身の苦痛をかんじていないこと

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。被害児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは【いじめ防止対策推進法第28条】

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・転学等を余儀なくされた場合 など

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とする）

- ・児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、年間30日の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

2 重大事態の報告

(1) 学校は重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（当該教育委員会）に報告する。

(2) 児童または保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

<学校が調査の主体となる場合>

設置者の指導、支援の下、以下の通り対応する。

(1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

(2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

(3) 被害児童及び保護者等に対する調査方針等の説明を行う。

(4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(5) 調査結果を学校の設置者に報告する。

(6) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。

※ ただし、関係者の個人情報には配慮する。

(7) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けての協力を依頼する。

(8) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

<学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体となる場合>

設置者の指示の下、資料の提出等、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめ、学校不適応等を「つぐらない、みのがさない、のこさない」対応

※目標値肯定的評価（A、B）70%以上

Ⅶ その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等に関わる方針及び取組について保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け取ることができるようにするため、学校、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。